

I C Tを活用した高齢者見守りサービス利用助成事業

ひとり暮らしの高齢者がもしもの場合に備えて、その緊急事態をインターネット回線などの無線通信を使って、別に居を構える家族や友人知人に知らせることのできるセンサーなどの機器（スマホ・G P S を除く）を設置し使用するサービスを契約した場合に、機器の取り付けにかかる設置費、初期費用又は月額利用料の全部又は一部を市が助成する事業です。

(助成対象者)

- ・市内に住所があり、市内在住の65歳以上のひとり暮らしの方

(助成金について)

- ・初期費用または月額利用料（最大3ヶ月分）のどちらか多い額
- ・限度額 15,000円
- ・1世帯1回限り

※限度額を超えた分は自己負担

解約により助成対象経費の返金を受けた場合、返金にかかる助成金は返還していただきます。

(助成対象となるサービス)

- ・事前に事業者からご申請をいただき、市が登録決定をした事業者の取り扱うサービスに限ります。

(助成金申請の手続き)

◎申請窓口：高年福祉課、尾西事務所窓口課、木曽川事務所総務窓口課

1. 助成対象者がサービス提供事業者と契約。

※助成対象者以外の方が契約された場合は助成対象となりません。

2. 機器の設置及び初期費用等の支払いが完了したら助成対象者は市に『契約書等(初期費用等がわかるもの)』及び『初期費用又は月額利用料の支払い済みの領収書等』を添えて申請書兼請求書を提出する。

3. 提出して頂いた申請書兼請求書及び添付書類を確認し、指定の口座に助成金を振り込みます。

※機器、サービスについての問合せや契約は、申請者が直接行いますので、取扱業者様におかれましては、高齢者に対して、解りやすいご説明をお願い致します。

※提供サービス内容（料金、仕様等）の変更があった場合には、変更届を速やかにご提出いただき、変更後の機器概要の送付をお願いします。

(問い合わせ先)

一宮市福祉部高年福祉課

在宅福祉グループ

電話 0586-28-9021